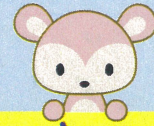


\ 2021年4月1日スタート /



省エネ性能の説明義務化のご準備はできていますか？

今だけ!

【省エネ計算サービス】
サポートキャンペーン限定
100社

キャンペーン対象期間：2020/12/01～2021/03/31 までのお申込いただいた物件

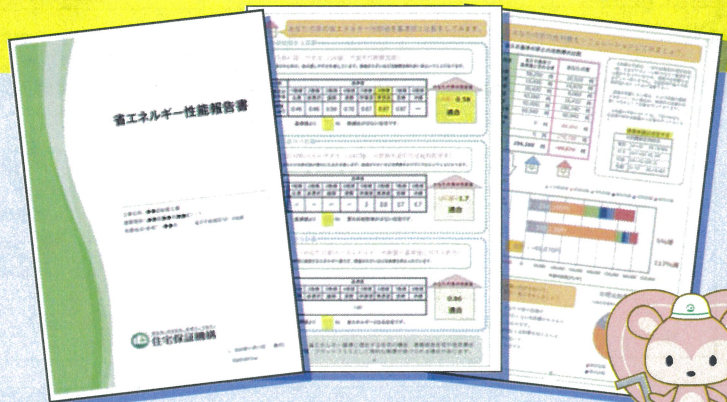
サポート
いたします!自社の省エネ性能の
内容をお客様へ説明
ができますか？省エネ計算方法に
より結果が変わるの
ご存知ですか？お客様への
説明が難しいな...

その① 充実した成果物

お施主様への説明が簡単! リニューアル!

省エネルギー
説明シート
(A3一枚)省エネルギー
性能報告書

根拠図

省エネルギー
計算書省エネルギーレポートや性能報告書を使って住宅取得者さまに
省エネ性能の説明ができます。また、計算結果は、標準計算ルートで行っているため、

認定長期優良住宅

フラット35S

認定低炭素住宅

等の手続きにご活用できます!

その② 標準計算ルートの結果に加えてモデル住宅法の計算結果を無料でプレゼント

モデル住宅法は、実際の建物ではなく、建設地域に応じたモデル
住宅をもとに、基準適否の確認いたします。その①の標準ルートでの
計算結果を比べてみてください。

その③ お得な料金

300㎡以下の戸建木造住宅

料金例
50,000円(税別)キャンペーン料金
40,000円(税別)\ お得! /
10,000円

省エネ計算サービスの詳しい内容は住宅保証機構(株)ホームページをご覧ください!

□ https://www.mamoris.jp/shoene_keisan/ □

住宅保証機構

2021年
4月～

省エネ性能の説明義務制度が始まります。

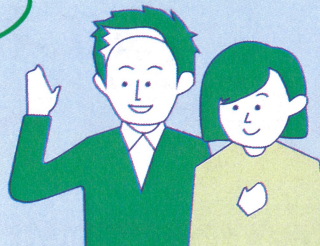
建築士から



省エネ基準に
適合しています



建築主へ



説明内容

- ①省エネ基準への適否
- ②(省エネ基準に適合していない場合) 省エネ性能確保のための処置の内容

詳しい内容については国土交通省のHPをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>



省エネ住宅とは

省エネ性能に関する2つの基準

1 住まいの熱を快適に コントロールできること!



屋根・外壁・窓などの断熱の性能
に関する基準があります。
(外皮基準)



2 住まいのエネルギーを 賢く使えること!



暖冷房、喚起、給湯、照明など住宅で使う
エネルギー消費量に関する基準があります。
(一次エネルギー消費量基準)



省エネ住宅のメリット

メリット1 環境&家計に優しい



省エネ性能の高い家電や照明、効率の良い
給湯器など最新の機器・設備を導入すること
でエネルギーの使用を削減でき、環境も家計
もプラスに。また、太陽光発電などでエネ
ルギーを作り出せば、さらに省エネです。

メリット3 毎日の健康な暮らしを



断熱性能が高く暖かい住宅は、ヒート
ショックの防止、高血圧症の防止など、
住まい手の環境作りにつながります。

メリット2 一年中快適な空間に



断熱性能が高いと部屋の中が均一に
同じ温度に保たれ、一年中、24時間
快適に過ごすことができます。

メリット4 災害時も頼りに



太陽光発電システムや家庭用蓄電池などを
備えておけば、停電時や災害時など、
もしもの時に頼りになります。

紹介窓口 (事務機関名)

〒105-0011東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL.03-6435-8863 営業企画課

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp/>

省エネルギー計算書の作成は 住宅保証機構へお任せください！

省エネ計算書(外皮性能+一次エネルギー消費量)および外皮面積算出根拠図を作成します

【戸建住宅の場合】
+ 省エネルギー性能報告書
(住宅取得者向け)

【300㎡以上の共同住宅の場合】
+ 届出に必要な書類一式
+ 届出先行政庁からの問合せ対応

2017年4月1日より、「建築物省エネ法」に基づき300㎡以上の住宅の新築・増改築を行う場合、省エネ措置の届出が義務付けられています。また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）の一部を改正する法律」が2019年5月17日に公布され、2021年4月1日から施行となります。建築士はお施主様に「省エネ基準の適否・省エネ基準に適合しない場合は、適合するためのアドバイス」を行わなければなりません。さらに、トップランナー制度の対象に、注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者が追加されます。

改正前		改正後	
大規模 (2,000㎡以上)	届出義務	大規模 (2,000㎡以上)	届出義務 審査手続きの合理化を通じて、指示・命令等の監督の実施を重点化
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)		中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	
小規模 (300㎡以下)	—	小規模 (300㎡以下)	説明義務
住宅TR制度※	・建売住宅 ※住宅トップランナー制度 大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）の達成を誘導する制度	住宅TR制度※	・建売住宅・注文住宅 ・賃貸アパート 対象拡大

【参照先：国土交通省】 <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

【サービス内容】 住宅保証機構が提供する4つのサービスをご紹介します！

サービス1

省エネ計算

外皮平均熱貫流率、日射熱取得率などの外皮の熱性能および一次エネルギー消費量を算出いたします。

外皮計算

- ① 建設地の情報を入力
- ② 屋根(天井)・外壁・床の面積(外皮表面積)を算出
➡ 3D CADにより自動計算いたします。
- ③ 屋根(天井)・外壁・床毎の熱貫流率を算出
- ④ 外皮計算書(U_A値、η_A値)作成



一次エネルギー消費量計算

- ① 建設地の情報を入力
- ② 延床面積・各居室の床面積を算出
- ③ 各設備の省エネルギー性能を確認
- ④ 一次エネルギー消費量計算書作成

裏面に続く ↓

表面から続く

サービス2

外皮面積 算出根拠図

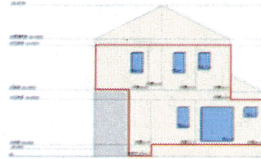
住宅性能評価機関が証明書等を発行する際に必要な、算出根拠となる図を作成いたします。

平面図、立面図等に

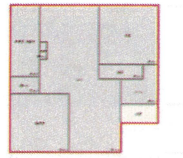
- 屋根（天井）・壁・床などの熱的境界ライン

- 各方位ごとの面積及び算定式を記入いたします。

※ 右図はイメージであり、実際の算出根拠図の様式とは異なる場合がございます。



No.	面積(m ²)	算定算定式
外皮No. 16	2,582.400	1,200
外皮No. 17	5,297.400	2,440 × 6 × 1,1
外皮No. 18	3,302.400	2,440 × 6 × 1,1 × 1.2 × 1,1
外皮No. 20	5,297.400	2,440 × 6 × 1,1
外皮No. 21	3,822.400	1,820 × 6 × 1,1
外皮No. 22	1,822.400	0,788
外皮No. 23	3,712.400	1,820 × 6 × 1,1
外皮No. 24	3,920.355	4,888
基礎およびNo. 2		[表2] 1,1



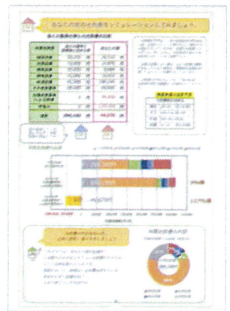
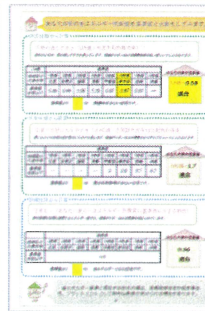
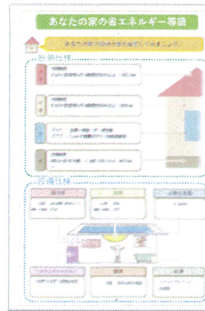
No.	面積(m ²)	算定算定式
床No. 2	13,253.640	3,640
床No. 3	4,111.320	2,720 × 3,910 × 0,910
床No. 4	22,232.640	1,840 × 1,920 × 1,210 × 1,640 × 1,080 × 1,85 × 2,730 × 0,840
床No. 5	13,253.640	3,640
床No. 6	8,904.390	1,820
床No. 7	1,931.080	1,820
床No. 8	9,481.960	4,888
床No. 9	2,480.910	2,720

サービス3

省エネルギー 性能報告書 【戸建のみ】

計算結果に基づき、住宅取得者様向けに『省エネルギー性能報告書』を作成いたします。

住宅取得者様の目線に立ち、絵や図を使って、住宅の省エネ性能を詳しく解説いたします。



サービス4

届出書類 一式作成 【共同のみ】

届出に必要な書類一式を作成します。さらに、所管行政庁からの問合せ対応を行います。

届出書等の作成

- 「届出書」をはじめ届出に必要な書類一式を整え、ご提供します。
所管行政庁からの問合せ対応
- 届出した内容について所管行政庁から問合せや補正指示があった場合は、無料で対応いたします。
※届出書等は通常、PDFデータでの納品ですが、計算書を含め有償（実費）により印刷も承ります。

【料金と納期】 ※料金は税抜き表示です。

【戸建住宅の場合】

通常料金	50,000円
まもりすまい保険利用の場合 (予定を含む)	上記料金より 3,000円割引

その他条件に応じて割引が適用されます。

納期：受理証発行後、5営業日後

【300㎡※以上の共同住宅の場合】

住戸数	基本料金	+	1住戸あたり
2戸～10戸	15,000円	+	12,000円
11戸～30戸	25,000円	+	11,000円
31戸以上	35,000円	+	10,500円

納期：受理証発行後、10営業日後
(住戸数10戸以内の場合)

※延床面積（外皮に対して高い開放性を有する部分を除きます。）

※次に該当する住宅は、別途、御見積もりをさせていただきます。

- a. 店舗や事務所等の非住宅部分がある
- b. 平面や立面にR形状や90度以外の角度がついた壁がある
- c. 半地下がある
- d. 敷地内のGLが一定でない

詳しいお手続き等については弊社ホームページをご覧ください！

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp/>

ホーム>商品一覧>その他のサービス>省エネルギー計算書等作成サービス

https://www.mamoris.jp/shoene_keisan/



『手引き』や『申請書』等のほか『省エネルギー性能報告書』等のサンプルもダウンロードいただけます！



【お問合せ先】

〒105-0011
東京都港区芝公園3-1-38
芝公園三丁目ビル
TEL：03-6435-8863
FAX：03-3432-0571